



明けましておめでとうございます！お年玉付き年賀ハガキの切手のデザインには、ちょっとしたストーリーがあるのをご存知ですか？2015年の年賀ハガキ（羊）では、2003年から12年越しにマフラーが編み上がりましたね！2016年の年賀ハガキ（サル）は、温泉につかるサルが親子になっております！桶も2つですね。12年の歳月を経て、子猿が生まれたのですね。ぜひ、2004年と2016年の年賀ハガキの切手のデザインを見比べてみてくださいね★



## ～平成28年！！～ Q&A ちょっとした疑問を解決！

外国籍の社員がおり、国外に両親が住んでいるのですが、扶養親族として扶養控除を受けられますか？  
年末調整で気を付ける点はありますか？

国外にいる両親の扶養控除等を受ける場合、平成28年1月1日以後の給与から、①「親族関係書類」や②「送金関係書類」の提出・提示が必要になります。①は、戸籍の附表、旅券、外国政府が発行した書類（戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書）などを指します。旅券を除き、原本の提出・提示が必要です。必要事項の全てが明らかにならないときは、複数の書類の組み合わせで証明します。

また、②には、居住者が国外居住親族に支払ったことが明らかとなる書類を指します。金融機関の書類や、クレジットカード発行会社の書類などです。①②が外国語で作成されている場合は、翻訳文の添付も必要です。国外に住んでいる人ごとに書類が必要です。国外居住親族への送金する金額の基準は特にありませんが、生活費や教育費に充てるための送金なので、あまり少額ですと認められないケースもあります。年末調整までに書類が間に合わない場合は、扶養控除できません。年末調整後、書類を添付して確定申告することは可能です。

平成28年10月から短期労働者に対する社会保険加入の範囲が拡大されると聞いたのですが。

現行の加入要件（週の所定労働時間および月の所定労働日数がおおむね正社員の4分の3以上）に加え、以下の4つの要件をすべて満たしたパートタイマーも加入することになります（学生は適用除外です）。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上
- ② 月額賃金88,000円以上（年収106万円以上）
- ③ 勤務期間1年以上が見込まれる
- ④ 常時、従業員数が500人を超える（平成31年9月30日までの時限措置）

⇒従業員数500人以下の企業は、平成31年9月30日までに検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じるとされているため、平成31年10月以降、対象となる可能性があります。

ジュニアNISAが平成28年から新しく始まりますが、既存のNISAとは全然違うのでしょうか？

ジュニアNISAは、未成年（0～19歳）が対象で、1人につき、年間投資額80万円を上限に、上場株式等の配当金や分配金、譲渡益に対する税金が、最長5年間（合計400万円）非課税になる制度です。払い出しには制限があり、18歳となるまで払い出しを受けられません（正確には、「3月31日で18歳となる年の前年の12月31日まで」）。これは、原則として親権者が取引主体者・代行者となって運用し、進学等の教育資金を準備するために利用するのが主な目的だからといえます。既存のNISAは、20歳以上が対象で、年間投資限度額は100万円です。払い出しに制限はありません。年間投資額投資期間（平成35年まで）と、非課税期間（投資した年から最長5年間）は、既存のNISAと同様です。



**【社屋を取得する際にかかる税金は？】**

「現在、社屋について検討しているのですが、社屋を取得する際はどうな税金が必要になりますか？」というご質問がありました。そこで今回は、取得の際に必要な「登録免許税」と「不動産取得税」についてご説明します。まずは「登録免許税」です。土地の売買をして所有権の移転登記を行うと、**不動産価額の2.0%（平成29年3月31日までの間に登記を受ける場合は軽減措置が適用されるため1.5%）**の登録免許税が必要です。建物を新築して所有権の保存登記を行った場合には**不動産価額の0.4%**が、中古建物などを売買で取得して所有権の移転登記を行った場合は**不動産価額の2%**が必要になります。（課税標準となる「不動産価額」は、市町村役場で管理している固定資産課税台帳の価額がある場合はその価額。ない場合は、登記官が認定した価額（構造別・用途別に各法務局が便宜上作成している価額）になります。）また、金融機関からの借入金で取得する場合は抵当権の設定登記を行うため、**抵当権設定額の0.4%**の登録免許税が必要になります。次に「**不動産取得税**」です。こちらは土地や建物を取得後、都道府県から納税通知書が送られてきますが、届くまでに半年以上かかる場合もあり忘れられがちな税金です。不動産取得税の標準税率は、**土地は固定資産税評価額の3%、住宅は3%（住宅以外の家屋は4%）**です。なお、特例措置で現在、宅地等の課税標準は**2分の1に軽減**されています。「登録免許税」と「不動産取得税」は取得時のみ課税されますが、「**固定資産税**」のように毎年、必要となる税金もあります。



＜償却資産申告書を提出される皆さまへ＞

償却資産に関する申告について、個人番号・法人番号の「記載開始時期」は、**平成28年1月1日以後に行われる申告から適用**となっております。

償却資産申告書は毎年1月31日が申告期限ですが、平成28年1月31日は日曜日にあたるため、**翌日の2月1日が申告期限**となります。この28年度分の償却資産申告書から、**個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）の記載が必要**となりますのでご注意ください。

また**個人番号**を記載した申告書を提出する際には、マイナンバー法に定める**本人確認（番号確認及び身元確認。代理申告の場合は併せて代理権も確認。）**が必要になります。



- ★ 法人番号を記載した申告書を提出する場合は、本人確認資料の添付は不要です。

**＊HPのお知らせ＊**

ホームページにてスタッフブログを公開しています。税務・会計の豆知識やアドバイス等掲載しておりますので、ぜひご覧ください！

また、過去の優経通信も、ホームページに掲載しております★

【弊所HP】<http://www.uk-g.co.jp/>

今月のあなたの運勢

1月

A型	B型	O型	AB型
頭打ちしやすい運勢なので焦りや不安にかられそう。外見にこだわることなく <b>中味を磨く</b> ことに励みましょう。	運気に勢いがあるため努力する価値のある月です。 <b>的を絞って着実に積み重ねる</b> 姿勢がさらに吉運を高めます。	真心からの行動が吉運を高めてくれる運勢。公私ともに多忙ですが余計な駆け引きはせず <b>素直さを保つ</b> と吉！	<b>奉仕の心と義理人情</b> を重んじることで吉運が高められる月。自己の利益より他人の利益を優先するとさらに吉！



**優経税理士法人**

（経済産業省認定）経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ [ukz@uk-g.co.jp](mailto:ukz@uk-g.co.jp) <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。